

< 3 > 事業に係る補償について

令和5年2月

吹田市土木部地域整備推進室

●移転補償とは

補償とは

ある原因によって社会上・経済上の損失を生じた場合、もしくは生じる可能性のある場合に、公平を期するためにこれを補填すること

では移転補償は？

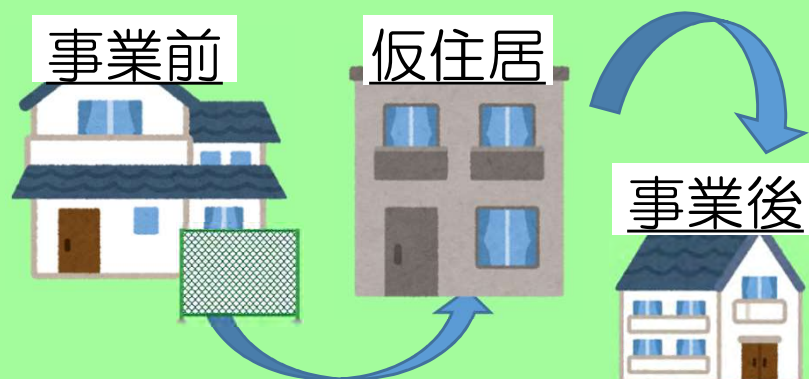
土地区画整理法第78条

施行者が建築物等を移転し、もしくは除却したことにより他人に損失を与えた場合～（中略）～その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

※事業に伴う精神的な補償は対象外となります。

● 移転補償の一例

建物・工作物の移転費用

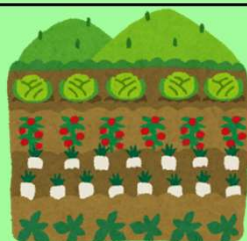


工作物の一例：
門・フェンス・庭木・物置・
カーポート・庭石等

- ・ 解体・再築等費用
※経過年数を考慮した現在価値
- ・ 移転諸雑費
(引越代・家賃等)

貸駐車場を借りている方は
原則借り換えをお願いしています。
(工事中の代替駐車場を検討中)

農業・営業等の収入



- ・ 休耕による減収益
- ・ 駐車場・貸倉庫の
休止による減収益

①現地調査

②聞き取り調査

③補償費の説明

④補償契約締結

- 調査前の事前説明
- 現地で調査員が立入しての物件調査
 - サイズ測定
 - 数量確認
 - 室内の調査
 - 写真撮影
- 期間は最低1日～
長ければ2週間以上
 - 集合住宅は居住者毎に個別訪問いたします。

①現地調査

②聞き取り調査

③補償費の説明

④補償契約締結

現地調査で確認した物件について、
詳細な内容をヒアリング
等で確認いたします。

確認内容の一例

- 物件の持ち主
- 設置年数や樹齢
- 農業・営業収入の額
- 確定申告書類



① 現地調査

② 聞き取り調査

③ 補償費の説明

④ 補償契約締結

調査・確認の結果をもとに補償額を算定後、所有者様に補償内容の説明を行います。

※補償額算定には3~6か月程度かかります。

- 補償金額及び内訳
- 支払条件
- 税制の説明



① 現地調査

② 聞き取り調査

③ 補償費の説明

④ 補償契約締結

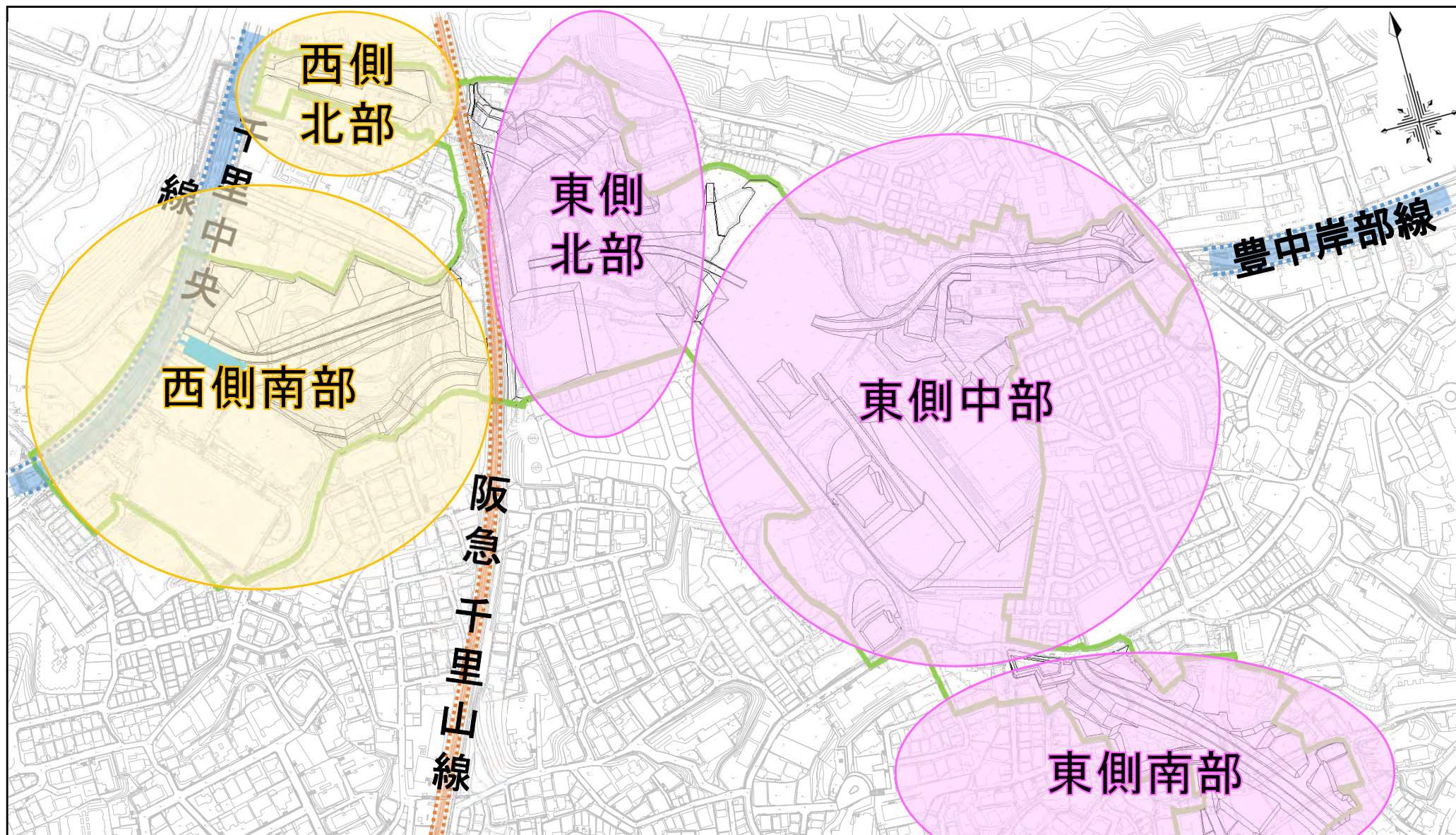
- 物件の移転

物件の移転は契約締結後に進めていただきます。

- 支払について

契約後に7割
移転完了後に3割
のお支払いとなります。

※移転に伴う解体等の手続は、所有者様で行っていただくこととなります。



現地調査依頼は、
工事着手予定時期の1～2年前を予定しています。

調査にあたって所有者様には
お時間やお手間をいただくことになるかと思いますが、
よろしくお願いいたします。